

第2回茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会 会議録

議題	1 病院事業管理者の給料について 2 その他
日時	令和5年1月12日（木）13時30分から14時15分まで
場所	市役所本庁舎5階研修室
出席者氏名	木村委員、坂蒔委員、鈴木委員、細田委員、松井委員、水島委員、山本委員 （欠席者）石田委員、高木委員、田中委員 （事務局） 熊澤理事兼総務部長 職員課 松岡課長、橋村主幹、吉川課長補佐、関根副主査、和田副主査 市立病院 岩澤副院長兼事務局長 病院総務課 田渕課長、山上課長補佐 病院経営企画課 小川課長、古賀課長補佐、石井課長補佐
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名
非公開の理由	

（会議の概要）

○事務局（松岡職員課長）

本日はご多忙のところ、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めさせていただきます職員課長の松岡と申します。よろし

くお願いいたします。まず、はじめに本日の会議の出席状況でございますが、石田委員、高木委員、田中委員から欠席の連絡を頂戴しており、委員10名中7名のご出席をいただいているところでございます。

つきましては審議会規則第5条2項の規定を充足しております、会議が成立していることを報告させていただきます。また本日は、コロナ禍の開催ということでございますので、皆様方におかれましては、円滑な会議の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、市長より、水島会長へ病院事業管理者の給料の額について諮問書の提出と併せましてご挨拶をお願いいたします。

○市長

本日は、お忙しいところお越しいただきまして誠にありがとうございます。皆様には、市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について審議していただくため、7月に特別職報酬等審議会の委員をお願いさせていただいております。

今回は、市立病院事業管理者の給料の額についてご審議いただきたく、お集まりをいただきました。令和5年度より、病院事業について地方公営企業法の全部適用とすることに伴い、病院事業管理者の給料の額を定める必要がございます。今回、貴審議会のご意見を賜りたく、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第2条の規定に基づき、病院事業管理者の給料の額について諮問します。

病院企画経営課よりこれからご説明をさせていただきますが、委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（松岡職員課長）

市長ありがとうございます。ここで市長は公務のため、退出をさせていただきます。

それでは本日の審議会に移らせていただきます。ここからは、水島会長に進行を交代させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○水島会長

この審議会では、これまで市長と副市長の給料、市議会議員の議員報酬について審議しておりますが、先ほど市長からお話がありましたように、令和5年4月より、地方公営企業法の全部適用移行に伴って任命する病院事業管理者の給料について、市長より諮問書の提出がありました。今回は諮問に対する答申をするための審議ということになります。

コロナ禍など、社会情勢も大きく変わる中で、新たな特別職の給料をどのようにとらえていくのか、皆様のご協力をいただきまして、精一杯努めて参りたいと存じます。よろしく

お願いを申し上げます。

それでは審議に入ります前に、今回初めての委員もいらっしゃいますし、事務局に市立病院の病院総務課と病院経営企画課の職員も来ております。委員の皆様にご自己紹介をしていただければと思います。木村様から時計回りの順でお願いをしたいと思います。

○木村委員

皆様はじめまして。公益社団法人茅ヶ崎青年会議所の2023年度の理事長の職を務めております木村光太郎と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○坂蒔委員

皆様こんにちは。公募委員の坂蒔と申します、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木委員

皆様こんにちは。公募委員の鈴木慎一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○細田委員

皆様こんにちは。まちぢから協議会の細田でございます。よろしくお願ひいたします。

○松井委員

皆様こんにちは。湘南地域連合で事務局次長を仰せつかっております松井と申します。出身単組は、東海カーボン労働組合湘南支部です。よろしくお願ひします。

○山本委員

こんにちは。税理士の山本裕子と申します。今までずっとこちらの審議会に携わらせていただきまして、今回も皆様と内容のある審議をしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○水島会長

ありがとうございました。それでは、早速ではございますけれども議題に入りたいと存じます。議題1の病院事業管理者の給料について、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（小川病院経営企画課長）

はい。資料に沿いまして説明をさせていただきます。

はじめに資料1「茅ヶ崎市病院事業管理者の給与月額の見直しについて」の項番1をご覧

ください。茅ヶ崎市立病院の概要を記載しております。開設は昭和18年8月26日、現在の建物は平成15年3月の竣工となります。病床数は401床で、28の診療科を標榜しております。職員数は令和4年3月31日時点で、医師、医療技術職、看護職、事務職、技能労務員、合わせて605人となります。

項番2は地方公営企業法全部適用への移行に向けたこれまでの取組を記載したものになります。経営状況を改善させるため、令和元年に茅ヶ崎市立病院リバイバルロードマップを作成し、病院の経営形態を検討するため、茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会を立ち上げました。本委員会への諮問答申を受けて、市として検討した結果、地方公営企業法全部適用への移行を決定しております。先月の市議会定例会では、令和5年4月の全部適用移行に関する条例の議決を得ております。

続きまして裏面をご覧ください。項番3は、病院事業管理者の概要となります。

病院事業管理者の選任にあたりましては、地方公営企業の経営に関する識見を有する方を市長が任命し、常勤の特別職となります。任期は4年間となります。地位権限としましては病院事業の最高責任者として、記載の事務に当たることとなります。

項番4は、給与月額に関する考慮事項を記載しております。(1)から(7)まで挙げさせていただいております。(2)、(4)、(5)は、別に資料をお配りしております。また(6)につきましては組織上病院、病院事業管理者は、病院長より上の職となりますので、年間支給額が病院長より高くなるよう設定することを想定しております。詳細は後程ご覧いただく資料でご確認ください。

続きまして次のページ項番5(1)をご覧ください。他の自治体では医療資格のない方が病院事業管理者になることも想定して、2段階の給与月額を定めているところもあります。しかし、病院事業管理者の職務内容職責を考えると、医療資格のある方が適任であると考えておりますので、給与月額につきましては一つにしたいと考えております。続きまして

(2)をご覧ください。期末手当、退職手当、各種手当は、自治体ごとに支給率は対応が異なっております。病院事業管理者の手当は、茅ヶ崎市の常勤特別職に合わせていきたいと考えております。なお、期末手当、退職手当の支給率は副市長と同様とすることを想定しております。

項番6につきましては後程ご説明をさせていただきます。項番7になりますけれども、審議会の答申を踏まえまして病院事業管理者の給料を定める条例を、令和5年茅ヶ崎市議会第1回定例会へ提案したいと考えております。

続きまして資料2をご覧ください。平成29年から昨年度までの市立病院の経営状況をまとめた資料となります。中段の純損益の欄を見ていただくと、令和元年は黒字になっておりますけれども、これは経営改善に向けて市からの一般会計負担金が増額になったことが大きな要因となっております。

また、令和2年度3年度の黒字は、新型コロナウイルス感染症の病床確保に関する補助金が、令和2年度は12億7000万、令和3年度は19億円の収入をしていることや、令和元年度に取組を始めましたリバイバルロードマップの取組の成果によるものとなります。近年はコロナの影響により、本来の経営状況が非常に見えにくい状況となっております。

次に資料3、資料4をあわせてご覧ください。資料3は県内で全部適用となっている自治体の病院事業管理者と、市長の給料月額、年間支給額を取りまとめた資料となります。資料4は関東地方と静岡県と同規模病院の病院事業管理者の給与月額等について同じようにまとめております。全体の傾向といたしましては、病院事業管理者の年間支給額は都心部ほど低く、都心から距離をおくほど高くなっております。また病院事業管理者の年間支給額が、市長の年間支給額を超えている自治体もあるというところが、非常に大きな特徴となっております。

続きまして資料5をご覧ください。先程の考慮事項、また、他病院の状況等を踏まえまして、病院事業管理者の給与月額案をまとめたものとなります。A案につきましては県内他自治体との均衡。B案につきましては、市長と県内自治体との均衡。C案は、市長との均衡。D案につきましては市長と副市長との均衡。E案につきましては副市長との均衡。をそれぞれ考慮したものとなっております。下段には市長や、病院長の給与月額年間支給額を参考として記載しております。なおA案からE案の額につきましてはあくまでも目安として作成しておりますので、給与月額の決定につきましては千円単位での設定が可能ということになります。

また、資料6は給与月額を変更した場合の年収の見込み額を記載した資料となっております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○水島会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何かご質問がございましたら、お願いいたします。どうぞ、山本委員。

○山本委員

今いただいた資料の中で、触れていただけてない点が1点ございまして確認をお願いしたいのですが、病院の院長になられる方は医師ということで、想定されていらっしゃると思います。医師の場合、よくあるのが勤務日以外の方に、他に医師としての講演ですとか、それ以外の副業の収入を得られる方がかなり多いと思うのですが、副業が可能なか可能ではないのか、それによってその方の年収の考え方が違ってくると思いますので、この点についてご確認をお願いします。

○水島会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

事務局からご回答させていただきます。副業につきましては、常勤職員などの兼務はできないのですが、今委員がおっしゃったような短期的な、副業については市長への承認を経た上で可能ということになっております。以上でございます。

○山本委員

ありがとうございます。

○水島会長

それは市長の許可を得ないと駄目ということですか。今までの病院長の状況ですと、届け出をして、やっていたと思うのですが、例えば講演会とかそういうのは、市長に届けないと駄目という事でしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

そういった手続きが必要となり、今後とも必要となります。

○水島会長

講演会とか、そういったことに出ることはやぶさかではない。問題ないと、そういう理解でよろしいですか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

おっしゃる通りです。

○鈴木委員

本件の関連ということで、もし分かればお答えいただきたいのですが、この度は全部適用を選択されたということなのですが、一部適用から全部適用にすることによって、病院にとって、また市にとってはどのようなメリットがあるのか。メリットが大きいから適用されるのだと思うのですが、その辺はいかがですか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

一部適用から全部適用に変わるということで、一番大きなものは病院事業管理者が設置

されるということ、またその病院事業管理者に、市長からいろんな権限が付与されるということがあります。具体的に申しますと、人事であるとか、組織であるとか、例えば病院事務局内の人事を動かすとか、そういった部分は病院事業管理者の権限になります。

またその権限が移譲されて責任も当然重くなりますけども、その中で病院事業管理者が経営面を考えて、より経営改善に向かうような取組を具体的にお示しいただくということを予定しております。以上でございます。

○水島会長

鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員

今なぜお聞きしたかと言いますと、病院事業管理者を設置して、当然ながら、それによって経営的にも、市立病院がより健全化に、強固になっていくってことを、当然想定をされてらっしゃると思いますけれども、責任のある病院事業管理者というのは、単なるドクターではなくて、経営にも相当な見識があるということが大前提になるのだらうと思うのですけれども、ドクターであり、経営的な知見がある方っていうと、かなり難しいのかなと思うのですが、これから病院事業管理者をお願いする方の経歴的には、例えばどんな方を今考えていらっしゃるのでしょうか。お答えできるのであればお聞きしたい。

○水島会長

なかなか難しい問題だと思いますし、病院の院長と病院事業管理者が一緒のところもあるのかなと私は思っておるのですけども、鈴木委員が言われたように、やはり経営的なものは、重要視されてくるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

先行している他病院での話ということになりますけれども、他のところでは、別の病院で病院長を経験されている方であるとか、大学の医学部の教授であるとか、またはその院内の、それまで病院長を務めていた方が、昇格といいますか、病院事業管理者として任命されるというようなことが多く見られているというような状況にあります。以上でございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○水島会長

例えば病院事業者管理者を選んでいくと、今までと違うメリットが、何かあるのかなと思うのですが、その辺を簡単に結構ですけれども、お話できる範囲でお話いただきたい。これから人選していくのでしょうから、なかなか言えない部分もあるのでしょうか。言えるようでしたらお願いいたします。

○事務局（小川病院経営企画課長）

今申し上げたように、他での経験があるとか、様々な実績のある方が任命されるのだろうと思っています。その中で、今までは病院長1人が、医療の部分も担当しつつ、経営の部分に関しても、色々ご検討いただきながら、指示をいただいたところがあります。

今後考えていますのは、役割分担としまして、病院長については医療的な部分に、専任専属で考えていただいて、病院事業管理者の方については経営面をより重点的に考えていただくという役割分担をして、そこでより成果を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○水島会長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

もう1点だけすみません。先程、病院事業管理者は常勤っておっしゃっていたということでもよろしいのですよね。常勤っていいますと、定め方としては、もちろん職員の勤務時間とは違うとは思いますが、一般的に常勤っていうと、病院の先生の場合には、週何十時間以上勤務するとか定めがあるのでしょうか。

○水島会長

事務局お願いいたします。

○事務局（病院経営企画課 石井課長補佐）

常勤の特別職ということですので、具体的に週何十時間以上勤務であるとか、何時から何時までの勤務、そういったものが課せられるものではございません。そういったところは職務の内容に応じて、ご判断いただくような形になります。

○水島会長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。

○水島会長

他に、質問はございますか。

○坂蒔委員

資料2の、3の病院事業管理者の概要の欄のところで、担当事務が幾つか、(1)から(9)までございますが、例えば(2)予算の原案を作成し、市長に送付することとなっています。それから、(4)議会の議決を得るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、市長に送付することとなっています。

(2)と(4)を例えに見ますと、市長に送付となっていて。これは、病院事業管理者自身が、直接予算を最終的に調整するとか、もしくは議会に直接提案するという権限はまだ持ってなくて、要は、病院内管理者の方で作成したものを市長に送付して、市長が議会に提案するという手順になるのでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

おっしゃる通りでございます。

○水島会長

そういったしますと、議会には、病院事業管理者なり、病院長の出席というのはどうなってくるのですか。例えば、議会が開催されたときに、今までは病院長が出席をしていましたけれども、今度、市長に送付して市長が議案を提案することですから、出席はどうなってくるのかなと思ったのですが。

○事務局（小川病院経営企画課長）

議会の出席につきましては関係部局と調整している部分もありますので、まだ回答に至っていないところでございます。申し訳ありません。

○水島会長

そうですか、わかりました。

○細田委員

新しい人材の採用というか、選考に入るときに、病院の経営に対しての経営改善計画、そういうものはなされるのですか。

○水島会長

やはり経営改善が目的の一つであるのかなと思いますけれど、その辺は事務局の方は、どうでしょうか。

○事務局（病院経営企画課小川課長）

経営計画というものを、今年度・来年度で今策定中というところですので、来年度に病院事業管理者が着任されてから早々にご意見をいただきながら、しっかり目標設定と効果検証をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○細田委員

ありがとうございます。

○水島会長

他にご意見ございましたら、お願いします。

給料の額の決定は、初めてのことということで、近隣でもそんなにやっているところもないのかなと思います。小田原市とか平塚市とか、先ほど言いましたように、小田原市は病院長と病院事業管理者が兼務しているから、ちょっと高いという、そういう差は出てくるのかなとも思います。なかなか難しいと思うのですが、事務局の想定するところっていうのはあるのですか。この5つの案が出ているのですけども、事務局のご意向があるようでしたら、説明をお願いいたします。

○事務局（小川病院経営企画課長）

事務局といたしましては、病院の経営状況でありますとか、それに対する市民感情、本市における初めての職ということを考慮しますと、市長との均衡を重視したC案あたりがバランスのとれた金額なのかなというふうに考えております。以上でございます。

○水島会長

この点について、ご議論いただけるとありがたいのですが、何かご意見ありますでしょうか。

○細田委員

組織的に見てもやっぱりその給与レベルっていうのは、組織のレベルとある程度合致しているっていうところがあります。そういう面で行くと、組織的には市長と病院長の間のランクづけなのかなっていう、当然考えられるわけです。そうしたときは、流れからいってこの案で、資料5の案で見るとやはり、真ん中のCが妥当なような気がするのですが、いかがでしょうか。

○水島会長

なかなか難しい問題でございまして、例えば、著名な先生を採用するのでしたら、金額的に折り合いがつくのかなという。そういうこともありますし、また、他の病院との均衡というのがありますし、また市長の給料を上回るのはどうかなど、いろいろ皆さんお考えがあらうかと思えますけども、今、細田委員からC案でどうかというご意見がございましたが、それにつきまして、皆さん意見がございましたらお願いします。

○鈴木委員

いま、細田委員もおっしゃったのですが、私も、色々考え方があろうと思うのですが、やはり市長が任命をして、市長を超えるということは、現実的には難しいというのは、根本的にあります。さらに病院長よりは、上のランクということを考えますと、どうしても病院長の支給額は、超えたほうがいいのかと思います。

おっしゃった通り、ドクターであり、経営感覚を持ってらっしゃるって、そういう人材を求めようとする、結構ハードルが高いのかなと。私もまだ仕事をしておりますけれども、医師の施設責任者みたいな方を採用しようとする、ハードルが高いものですから、その辺を踏まえると、C案で来ていただけるのかなという感じも持っているのですが。

ただ、先ほど私も冒頭申しました通り、この方が、本当に市立病院の経営を立て直していただくような、そういうしっかりした方を求めるのであれば、この金額で大丈夫かなという面もあるのですが、やはり全体で考えると市長を上回るのは適当じゃないと思いますので、私もC案かなと思います。

○水島会長

ありがとうございます。

○山本委員

先ほど、皆さんもおっしゃっているような、C案あるいは病院の経営状況から見ると、D案っていう考え方もあるのかなと思っていたのですが、市立病院自体が今のところ

経営が、まだあまり思わしくない。これから改善の余地もあるというところでは、今いらっしゃる病院長にプラスもう1人、給料が発生するというところで、負担が増えるわけです。

今の病院長の場合には、年齢が59歳もうすぐ60歳で定年されるっていうところもあって、年間支給額がかなり高いと思うのですけれども、この病院長が、今これが最高額という考え方であれば、別の方に代わる場合、少し年齢が若い方だと、病院長の給料は、今よりは下がる可能性はあるのかなと。

そうすると、C案とD案のうち、経営の悪いところを考えると、少し下という考えであればD案っていう、このC案かD案のどちらかという形がよろしいのではないかなと思います。ただ、医者なので、なるべく良い方に来ていただくには金額の高額提示は必要かなというところでは、C案もやぶさかではないのかなという印象を持っております。

○水島会長

ありがとうございます。他にございますか。

○坂蒔委員

あらためて確認なのですが、病院事業管理者が決まった場合、一般的な役所の中だと、いわゆる書類の決裁、最終的な決定ですね。こちらは現在病院長がされていると。4月1日から病院事業管理者が決まった場合は、当然決裁の最高責任者は病院事業管理者になるということで、間違いない認識でよろしいですか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

おっしゃる通りです。

○坂蒔委員

わかりました。もちろん、場合によっては副市長まで、回る書類もあるというところだと、思いますけれど。そんな中でございますと、今山本委員からお話あったように市立病院の病院長、定年間際のところで最高号給のところ、いま4級の最高号給ですか。給料の1番高いランクということですかね。医療職の中では、そこにいらっしゃる方ということなので、もし例えば、後任の方が、数年先に最高号給に達するということであると、病院事業管理者の方が、若い病院長の給料を見越して設定したら、途中で逆転してしまうということも、あり得るのかなというところがあります。その都度、病院事業管理者の給料を改定するのなかなか難しいと思いますので、最高号給のところを一つ目安として、そこから市長までの間、いわゆる今回のC案ですね。こちらに落ち着かせるのが一番安定した考え方かなと個人的には思っております。

○水島会長

ありがとうございます。

○事務局（小川病院経営企画課長）

1点だけ補足をさせてください。資料5の、いまお話が出たところなのですが、病院長の年間支給額、給料月額というところなのですが、医療職につきましては、実際は65歳が定年退職の年ということになります。ただ60歳を超えると、出なくなってしまう手当もあるので、実際は年収が一番高い時期が59歳、ここに記載させていただいたこの金額ということになりますので、実際には59歳から65歳まで、少し下がった金額で年収は続くこととなりますので、その点もお含みいただきまして、ご検討をよろしくお願い致します。

○水島会長

理解しました。何かございましたらお願いいたします。

では、私の方からちょっと質問してよろしいですか。任期っていうのは4年っていうことを決めていくということでもよろしいのですよね。例えば、経営改善を目指すわけですから、赤字がすごく大きくなってしまったっていうような、例えば2年目でこういうことがあってはなりませんけども、そういったことになった時にも4年の任期っていうのは、条例上で決まっているので、そのまま任期までいくということなのか、あるいは、経営状況が良化して職員の給料も職員の福利厚生も、良くなった場合は、この報酬等審議会で審議をしながら上げていくという、そういうことも可能なのでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

4年間というのは、あくまでも法律上の定めでございます。市長の権限としましては、会長がおっしゃったような、例えば経営が本当に思わしくなくなってしまったという場合には、辞めていただくということも一応可能ということになります。

また、経営状況が良くて安定してということであれば、また再任というようなこともありますでしょうし、またこの審議会等に諮った中で給料月額を上げていくということも可能だというふうに考えております。

○水島会長

ありがとうございます。他に何かございますか。

○山本委員

お話にあった経営状況が思わしくなければっていうところの話で、給料の減額もあり得ると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

減額につきましては基本的にはないものと考えております。もし、減額するとなると、額を下げるということについて、また審議会等にお諮りして決定していくというようなこととなります。1年下がったから1年間下げるとか、勝手にこちらで変えるというわけにはいかないものと考えています。

○水島会長

基本的には、ここで決まった額というものは、ある程度一つの目安として、ずっといくということで。先ほど言いましたように、社会情勢によって市長の給料が上がっていく、或いは職員の給料も上がっていくことがあったら病院事業管理者の給料も少し上げていくということ、この審議会の中で審議をしていき、そして、条例改正の中で位置付け、その後、議会に提案していくという流れでよろしいのでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

はい。

○水島会長

皆さんの意見を伺い、事務局のご答弁もいただきながら、ある程度、事務局説明、質疑応答をお聞きになって、現在の他市町村の状況は分からない部分もあるのですが、方向性を確認ができてきたのかなと思っております。

皆様のご意見を踏まえると、今C案ということが、委員の皆様から多く出ているように思われます、いかがでございましょうか。

まず、スタートということで、なかなか難しい面がございすけれども、今回市長より諮問書の提出がありましたので、これに対する答申をしていかなければならない、というルールでございす。この中で私どものこの審議会として、このC案の91万円という額をもって、市長に答申として、私の方から市長に答申書を提出させていただくということで、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○水島会長

よろしいでしょうか。異議なしということで、全会一致ということでよろしいでしょうか。何かご意見ございましたらお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員一同

意見なし

○水島会長

ありがとうございます。では、事務局の方で作業を進めていただければと思います。

議題1につきましては以上とさせていただきます。議題2のその他ですが、今後の予定について、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（職員課 橋村主幹）

事務局の職員課橋村と申します。議題1のご審議、どうもありがとうございました。

いま、水島会長よりお話のありました、答申の具体的な時期につきましては、答申書の準備が整い次第、水島会長と日程と調整をさせていただきながら、今月中には答申をさせていただければと考えております。以上となります。

○水島会長

それでは全員で行くということではなくて、私が代表していくということよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし

○水島会長

では、私の方から答申書の提出については、責任をもって提出したいと思います。ありがとうございました。答申をしまして、その後の流れですが、条例改正案を作成して、それを市長が議会に提案していくという、そういう流れでよろしいのでしょうか。今後のスケジュールについてですね、3月の議会の議決を経て、この給料額で決定していくと、そういう流れでよろしいでしょうか。

○事務局（病院経営企画課小川課長）

おっしゃる通りです。

○水島会長

ありがとうございます。その他ということで、委員の皆様からも何かございましたら、お願いいたします。社会情勢がコロナ禍でもございますし、総理大臣も賃上げということをおっしゃっております。病院職員の方、市の職員も含めて、賃金アップを、総理大臣も目指していくというようなことおっしゃっていただいておりますので、そういった社会情勢もこれからどのように変化していくかわかりませんが、この審議会につきましても、市長の給料、副市長、議長、市議会議員の審議もありまして、また今回新たに病院事業管理者も加わったわけでございますので、社会情勢等も見ながら、審議会の開催をし、皆さんと議論をしていくという、そのような風土を持った審議会でありたいと思います。事務局としても、そういうことでよろしいでしょうか。何かそれについてありますか。

○事務局 職員課 (橋村主幹)

ありがとうございます。昨年の7月に第1回目を行いました。令和5年度につきましても、直近の近隣や同等の自治体の状況を調べまして、審議会を開催させていただければというふうに考えております。

○水島会長

わかりました。委員の皆さんもよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。